

## 奥出雲町宿泊業経営持続化重点支援事業補助金交付要綱

〔令和 年 月 日  
奥出雲町告示第 号〕

### (趣旨)

第1条 この告示は、地域経済と商業の活性化を図ることを目的として、急激な物価高騰の影響を受けた町内宿泊施設に対しその経営持続化の取組を支援するため、予算の範囲内において奥出雲町宿泊業経営持続化重点支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、奥出雲町補助金交付規則（平成17年奥出雲町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 町内で宿泊業を営む施設をいう。
- (2) 宿泊実績者数 令和7年中の宿泊実績者数をいう。

### (支援対象施設)

第3条 支援対象施設は、前条第1号の宿泊施設のうち、次の各号に定めるところによる。

- (1) 小規模施設 宿泊実績者数が5,000人以下の宿泊施設
- (2) その他の施設 宿泊実績者数が5,000人を超える宿泊施設

### (補助対象及び補助額等)

第4条 町長は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業の補助対象事業、補助対象事業者、補助対象経費、補助対象期間、補助額及び補助上限は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 この告示による補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、宿泊業経営持続化重点支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 町長は、前条の交付申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、宿泊業経営持続化重点支援事業補助金交付決定通知書（様式

第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の交付決定を受けた補助事業者は、速やかに宿泊業経営持続化重点支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第4条関係）

補助対象事業	町内宿泊業
補助対象事業者	<p>(1) 町内に主たる事業所を有する宿泊事業者</p> <p>(2) 奥出雲町暴力団排除条例（平成24年奥出雲町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員と関係のないこと。</p> <p>(3) 町税の未納の徵収金がないこと。</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に基づく店舗型性風俗特殊営業に該当する営業及びこれに類する業種でないこと。</p> <p>(5) 社会通念上不適切であると判断される事業者でないこと。</p>
補助対象経費	令和7年中の宿泊実績者の経費上昇相当分（※1）
補助対象期間	令和7年1月1日～令和7年12月31日
補助額	<p>宿泊実績者1人当たり経費上昇相当分×宿泊実績者数×1／2</p> <p>※1 経費上昇相当分</p> <p>小規模施設 500円／人</p> <p>その他施設 300円／人</p>
補助上限	100万円

#### 附 則

（施行期日）

- この告示は、令和8年1月19日から施行する。  
(失効)
- この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。